

特定非営利活動法人

国際福祉環境推進機構定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、特定非営利活動法人 国際福祉環境推進機構という。

第 2 条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区野沢二丁目 3 2 番 3 号に置く。

この法人は、従たる事務所として、神奈川県川崎市宮前区有馬五丁目 1 8 番
1 0 号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 (目 的)

この法人は、今世紀最大の課題である地球温暖化抑制、循環型社会の構築を初めとする環境の保全に寄与する活動を、高齢化社会において漸増する中高年層の経験と知識を発揮する場として行って、福祉と環境の増進に寄与すると共に、波及的に効果を及ぼす事項、関連して必要となる事項をも併せ行なうことを目的とする。特に、縦割り型官公庁基準、利益・効率追求型民間企業基準ではなし難い課題に重点を置く。

第 4 条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 法第 2 条別表の 1 7 号に該当する団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

第 5 条 (事業の種類)

この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 環境の保全、福祉の増進に関する講演会、見学会を開催し、出版する事業

- ② 環境の保全に関わる施設、研究、機器、商品を評価し、広報する事業
- ③ これらの内、適合品を推薦し、普及の促進を図る事業
- ④ 医療廃棄物、医療系一般廃棄物の適正な運搬・処分の安定化システムの構築と運営に関する事業
- ⑤ 有為な高齢者・有閑者に社会貢献と雇用の場を創出する事業
- ⑥ 環境に関する具体的問題の解決に関する助言、支援を行う事業
- ⑦ 福祉の増進に関する具体的問題の解決に関する助言、支援を行う事業
- ⑦の2 高齢者・身体障害者の通院介助等移送サービス
- ⑧ 地球環境の保護と高齢者の福祉環境に関して近隣諸国と連携して国際協力活動を行う事業
- ⑨ 環境の保全及び福祉の増進活動から波及的に或いは相乗効果を以ってできる地域安全活動及び国際協力事業
- ⑩ 法第2条別表の17号にいう他の団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行い、極力広く諸団体と連絡を持ち、相乗効果を狙う

(2) その他の事業

- ① 環境保全と福祉の増進に関する設備、製品等を販売する事業
- ② 環境保全と福祉の増進に関するシステムを管理・運営する事業
- ③ 二酸化炭素排出削減化事業、再資源化事業、適正処理・処分に関するコンサルタント事業
- ④ 環境報告書、ISO認証申請等、環境関連事務に関する受託コンサルタント事業
- ⑤ 経営、法務、税務、資金、生産・応用技術等に関するコンサルタント事業
- ⑥ その他、課題に応じ、関連する各界のOBを主体としてプロジェクトチームを編成し、臨機にこれに対応するコンサルタント事業
- ⑦ その他第1項に係る支援活動の過程で生じてきた受託コンサルタント事業

- (3) 前号に掲げる事業は第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条(種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 : この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 : この法人の目的に賛同して、賛助することを約した法人及び個人
- (3) 協賛会員 : この法人に協賛し、協働する個人。
- (4) 特別会員 : この法人に協賛し、特定の事業において協力支援する企業。

第 7 条 (入 会)

正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第 8 条 (入会金および会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第 9 条 (会員の資格の喪失)

正会員が次の各号の一に該当するにいたった時は、その資格の喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第 10 条 (退 会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第 11 条 (除 名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第 12 条 (抛出金品の不返還)

既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

第 13 条 (種別及び定数)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
 - (2) 監事 2名以下
- 2 理事の内、1人を理事長に置く。

第14条 (選任等)

理事及び監事は、原則として正会員の中から、総会において選任する。

- 2 理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条 (職務)

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること、若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条 (任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条 (報酬等)

- 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 会 議

第20条 (種 別)

- この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

第21条 (総会の構成)

総会は正会員をもって構成する。

第22条 (総会の権能)

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金その他新たな義務の負担及び権利放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

第23条 (総会の開催)

通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条3項4号の規定に基づき、招集をしたとき。

第24条 (総会の招集)

総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条 (総会の定足数)

総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

第27条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数の時は、議長が決する。

第28条 (総会の表決権等)

各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

第29条 (総会の議事録)

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数および出席者数 (書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第30条 (理事会の構成)

理事会は理事をもって構成する。

第31条 (理事会の権能)

理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条 (理事会の開催)

理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条 (理事会の招集)

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条 (理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条 (理事会の議決)

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

第36条 (理事会の表決権等)

各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は前条第2項及び次条第2項の規定の適用

については、理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

第37条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数及び出席者名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

第38条 (構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第39条 (区分)

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

第40条 (管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

第41条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第42条 (会計区分)

この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) その他の事業会計

第43条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第44条 (事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条 (暫定予算)

前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条 (予備費の設定及び使用)

予算の超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を支出するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条 (予算の追加及び更正)

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条 (事業計画及び決算)

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上余剰を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条 (臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

第 50 条 (定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第 51 条 (解 散)

この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第 52 条 (清算人の選任)

この法人が解散したときは、理事が清算人となる。但し、合併の場合による解散を除く。

第 53 条 (残余財産の帰属)

この法人が解散（合併の場合による解散を除く）したときに残存する財産は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、この法人の活動目的の全て、若しくはその一部を最も良く継承すると思われる法第 11 条第 3 項に該当する法人、若しくは団体に譲渡するものとする。

第 54 条 (合 併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 55 条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して

行う。

第10章 事務局

第56条 (事務局)

この法人に、この法人の事務処理をするため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第57条 (職員の任免)

事務局長及び職員の任免は理事長が行う。

第58条 (組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 雑則

第59条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、この法人の成立の日から平成15年6月30日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定に関わらず設立総会の定めるところによる。
- (5) この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定に関わらず、この法人成立の日から平成15年3月31日までとする。
- (6) この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次の通りとする。
 - ① 入会金は徴収しない。
 - ② 正会員の会費は年額 12,000円とする。(月額 1,000円)
 - ③ 賛助会員の会費は年額120,000円とする。(月額10,000円)
 - ④ 協賛会員の会費は年額 6,000円とする。(月額 500円)
 - ⑤ 特別会員の会費は個々に協定する。

定款原本に相違ありません

特定非営利活動法人
国際福祉環境推進機構
理事長代行 山本 晃



付 則 (2) 別表

役 員 名 簿

| 役 名 | 氏 名 | 住 所 また は 居 所 |
|-------|---------|--------------|
| 理 事 長 | 伊 藤 満洲雄 | |
| 理 事 | 外 山 朗 | |
| 理 事 | 吉 田 尚義 | |
| 理 事 | 樽 原 常 栄 | |
| 理 事 | 石 井 久 善 | |
| 理 事 | 鈴 木 康 弘 | |
| 理 事 | 郡 嶋 敏 子 | |
| 理 事 | 吾 郷 巖 | |
| 理 事 | 上 田 興 文 | |
| 理 事 | 石 毛 省 二 | |
| 理 事 | 松 本 征 紀 | |
| 理 事 | 渡 辺 一 良 | |
| 理 事 | 笹 嶋 康 史 | |
| 理 事 | 一 花 正 章 | |
| 理 事 | 佐 伯 晴 敏 | |
| | | |